

## 畜水産食品中の残留動物用医薬品の検査結果(2024 年度)

江川 真文, 田川 依里, 吉川 亮, 辻村 和也

### Survey Report of Veterinary Drug Residues in Livestock Products and Sea foods (2024)

Masafumi EGAWA, Eri TAGAWA, Akira YOSHIKAWA  
and Kazunari TSUJIMURA

キーワード: 畜水産食品、動物用医薬品、高速液体クロマトグラフータンデム質量分析装置(LC-MS/MS)

Key words: Livestock products and Sea foods, veterinary drug residues, liquid chromatography-tandem mass spectrometry (LC-MS/MS)

#### はじめに

2024 年度厚生労働省畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の一環として、県内産の畜水産食品(養殖魚介類、乳)中の抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤の検査を行ったので報告する。

#### 調査方法

##### 1 試料及び試薬

検査に供した試料は、表1に示す。

標準品に関しては、富士フイルム和光純薬株式会社のものを使用した。

試薬に関しては、アセトニトリル及びメタノールは関東化学株式会社製の LC/MS 用を、ギ酸は富士フイルム和光純薬株式会社製の LC/MS 用を使用した。その他の試薬は、残留農薬用及び特級品以上のものを使用した。

##### 2 検査項目及び残留基準

検査項目及び残留基準は、表2に示す。

##### 3 検査方法

###### (1) 抗生物質の微生物学的検査

1994 年 7 月 1 日付け衛乳第 107 号「畜水産食品中の残留抗生物質簡易検査法(改定)別添 2」及び食品衛生検査指針(理化学編)、ペーパーディスク法(IDF standard)[関連法規:1951 年 12 月 27 日付け厚生省令第 52 号「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」]に準じた。

###### (2) 抗生物質、合成抗菌剤及び内寄生虫用剤の理化学検査

厚生労働省通知試験法 HPLC による動物用医薬品等の一斉試験法Ⅲ(畜水産物)及び文献<sup>2)</sup>を参考に、分析法を検討し、「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」(2007 年 11 月 15 日付け食安発第 1115001 号)<sup>3)</sup>及び「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインの一部改正について」(2010 年 12 月 24 日付け食安発 1224 第 1 号)<sup>4)</sup>に従い、試験法妥当性を評価し<sup>5)</sup>、標準操作手順書を作成し、その方法を適用した。その概要を以下に示す。

当該前処理は、均質化検体から 0.3%ギ酸メタノール/アセトニトリル(7/3)混液及び 0.2 M EDTA-2Na 水溶液で対象成分を 2 回粉碎抽出し、さらに残渣に EDTA 含有クエン酸緩衝液を加えて粉碎抽出を行った。それらの上清を合わせたものを定容後、0.22  $\mu$ m フィルターでろ過し、試験溶液とした。分析装置は、高速液体クロマトグラフータンデム質量分析装置(LC-MS/MS)として、アジレントテクノロジー株式会社製 1290 Infinity II LC/6475 を使用した。

#### 検査結果及び考察

養殖魚介類 15 検体、乳 9 検体の検査を行った。結果、抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤について基準値を超える検体は無かった。

参 考 文 献

- 1) 厚生労働省ホームページ：畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査結果.

2) 松本理世、他：LC/MS/MS を用いた畜水産物中動物用医薬品等の迅速一斉分析法の検討(第3報), 熊本県保健環境科学研究所報, 44, 28-37, (2014).

3) 食安発第 1115001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知:「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」(2007 年 11 月 15 日).
- 4) 食安発 1224 号第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知:「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインの一部改正について」(2010 年 12 月 24 日).

5) 松尾広伸, 辻村和也:LC-MS/MS を用いた畜水産物中動物用医薬品の迅速一斉分析法の検討, 長崎県環境保健研究センター所報, 66, 60-65, (2020).

表1 試 料

| 搬 入 機 関     | 養 殖 魚 介 類 |     | 乳      |
|-------------|-----------|-----|--------|
|             | ぶり        | まだい |        |
| 西 彼 保 健 所   | 1         |     | 1<br>8 |
| 県 央 保 健 所   |           |     |        |
| 県 南 保 健 所   | 1         | 2   |        |
| 県 北 保 健 所   | 3         | 2   |        |
| 五 島 保 健 所   | 1         | 1   |        |
| 上 五 島 保 健 所 |           | 1   |        |
| 壱 岐 保 健 所   |           | 1   |        |
| 対 馬 保 健 所   | 2         |     |        |
| 合 計         | 8         | 7   | 9      |

表2 検査項目及び残留基準

(単位：ppm)

| 検査項目                    | 養殖魚介類             |                   | 乳                 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                         | ぶり                | まだい               |                   |
| (抗生物質)                  |                   |                   |                   |
| テトラサイクリン類               | 0.2 <sup>*1</sup> | 0.2 <sup>*1</sup> | 0.1 <sup>*2</sup> |
| スピラマイシン類 <sup>*3</sup>  | 0.2               | 0.2               | 0.2 <sup>*2</sup> |
| ベンジルペニシリン               |                   |                   | 0.004             |
| (合成抗菌剤)                 |                   |                   |                   |
| スルファメラジン                | 0.01              | 0.01              |                   |
| スルファジミジン                | 0.01              | 0.01              | 0.025             |
| スルファモメキシシ               | 0.1               | 0.1               |                   |
| スルファジメキシシ               | 0.1               | 0.1               |                   |
| スルファキノキサリン              | 0.01              | 0.01              |                   |
| オキシリン酸                  | 0.06              | 0.06              |                   |
| チアンフェニコール               | 0.02              | 0.02              |                   |
| (内寄生虫用剤)                |                   |                   |                   |
| チアベンタゾール類 <sup>*4</sup> |                   |                   | 0.10              |

\*1: 魚介類におけるオキシテトラサイクリンのみの値を記載。

検査においてテトラサイクリン、クロルテトラサイクリンに、一律基準（0.01 ppm）を適用した。

\*2: オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン、クロルテトラサイクリンの和

\*3: スピラマイシン、ネオスピラマイシンの和

\*4: チアベンタゾール、5-ヒドロキシチアベンタゾールの和

\*5: 残留基準の設定されていないものは、一律基準を記載